NPO法人ココネット・マム　学童室運営規程

（目的）

第1条　この規程は、放課後児童クラブ（ココネット・マム学童室）（以下「児童クラブ」という）において実施する、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、児童クラブを利用している児童（以下「利用者」という。）が心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

（事業所の名称等）

第 2 条　放課後児童健全育成事業を行う児童クラブの名称「特定非営利活動法人ココネット・マム　学童室」及び所在地は福島県郡山市鳴神 1 丁目 138 番 1 号とする。

（運営の方針）

第 3 条　児童クラブは小学校に就学している児童であってその保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を行ない、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2　放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連帯に努めるものとする。

3　事業の実施に当たっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な扱いをしてはならない。

4　事業の実施に当たっては、自らその提供する支援の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

5　前各項に定めるもののほか、法及びその他の関係法令等を遵守し放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

（職員の職種及び職業の内容）

第 4 条　児童クラブにおける職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整ならびに設備及び備品等の安全管理を行う。

（2）補助員は、利用者数に応じて配置することとし、放課後児童支援の補助を行う。

（開所時間及び閉所日）

第 5 条　児童クラブの開所時間及び閉所日は次のとおりとする。

（1）児童クラブの開所時間（入会案内に記載）

（2）閉所日

ア　日曜日

イ　国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2　特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開所時間及び閉所日を変更することができる。

（支援の内容）
第6条　児童クラブで行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。
（1）　前条に規定する開所日及び開所時間における、利用者への放課後児童健全育成事業に係る支援の提供
（2）　その他支援にかかる行事等

（支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額）
第７条　利用者の保護者は、支援の提供につき、次にあげる額を支払うものとする。
（1）　別表に定める額
（2）　その他教材費、プログラム参加費等については実費相当額
２　保護者負担額及び前項の実父は、事業者が指定する日に、原則として、口座振替または口座振り込みにより納付するものとする。

（事業所の面積）
第８条　事業所の面積は82．86㎡とする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の実施地域は事業所から5km以内にある小学校の学区とする。
だたし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用にあたっての留意事項）
第10条利用者の保護者は、利用者が欠席する場合には、電話その他の連絡方法により児童クラブへ届け出なくてはならない。
２　利用者またはその家庭の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、児童クラブは、当該利用者に対して休所を命ずることができる。

（緊急時等における対応方法）
第11条　児童クラブは現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者または医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講ずるものとする。
２　児童クラブは、支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、児童クラブは、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならないとものとする。
３　児童クラブは前項の事故により賠償すべき損害が発生したときは、速やかに当該損害を賠償するものとする。

（非常災害の対策）
第12条　児童クラブは、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。
２　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

（苦情解決の窓口）
第13条　児童クラブはその行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2　前項の苦情を受けた場合には、窓口は、当該苦情の内容を記録するものとする。
3　児童クラブは、その行った支援に関し、必要な改善を行わなければならない。
4　児童クラブは社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同項第 85 号第 1 講の規定による調査にできるだけ協力しなくてはならない。

（個人情報保護）
第 14 条　児童クラブは、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
2　児童クラブの職員は、正当な理由がなく、その上部上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
3　児童クラブの職員であったものに、業務上知り得た障がい児及びその保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
4　児童クラブは他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得なければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）
第 15 条　職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の10各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（その他運営に関する重要事項）
第 16 条　児童クラブは、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。
2　児童クラブは、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該支援をした日から 5 年間保存するものとする。
3　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、市と児童クラブの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
（施行期日）
1　この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2　この規程は、令和4年4月1日から施行する。